

山梨県公報

第千六百一号

平成十七年

九月五日

月 曜 日

目次

保安林の指定の予定……………六二九

道路の区域変更……………六二九

道路の供用開始……………六二九

建築基準法に基づく道路位置指定（二件）……………六三〇

公 告

落札者等の決定について……………六三〇

大規模小売店舗の新設に関する届出……………六三〇

教育委員会

落札者等の決定について……………六三一

告 示

山梨県告示第四百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年九月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
南アルプス市上宮地字上ノ山三八四七から三八四九まで、三八五〇の一、三九〇六
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字上ノ山三八四七・三八四九・三八五〇の一・三九〇六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年九月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 北杜八ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
北杜市高根町大字東井出字上手原四九八六番の五一六地先から 北杜市高根町大字東井出字上手原四九八六番の五二三地先まで	一一・〇〇	一一・〇〇	一〇六・〇	二二八・〇
	一一・〇〇	一一・〇〇		

山梨県告示第四百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年九月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一三九号	富士吉田市大字下吉田字尾垂川 尻五七六九番の一地先から 富士吉田市大字下吉田字新田五 五〇〇番の五地先まで		一一・〇	平成十七年 九月五日

山梨県告示第四百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年九月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置
 葦崎市大草町上條東割字大石四六八番六
- 二 道路の幅員
 五・〇〇メートル
- 三 道路の延長
 二九・一五メートル

山梨県告示第四百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年九月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置
 上野原市上野原字六貫目三七九二番一、三七九二番四、三七九二番九及び三七九二番十
- 二 道路の幅員
 四・〇二メートル
- 三 道路の延長
 二九・九〇メートル

公 告

● 落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
平成十七年九月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
 山梨県物品調達管理システム開発業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
 平成十七年七月四日
- 四 落札者の氏名及び住所
 株式会社 Y S K e c o m 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号
- 五 落札金額
 五千四百五十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
 総合評価一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
 平成十七年四月二十八日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十八年一月五日まで縦覧に供する。
平成十七年九月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
マックスバリュ東海株式会社 代	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一

表取締役 内山一美

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ甲府長松寺店
(二)所在地 甲府市長松寺町六百七十三番地外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 内山一美	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成十八年四月二十日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千八百十五平方メートル
- 三 届出年月日
平成十七年八月十九日

教育委員会

● 落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十七年九月五日

山梨県教育委員会教育長 眞 田 良 一

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
学校図書館情報システム推進事業用パソコン等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県教育庁高校教育課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成十七年七月二十日
- 四 落札者の氏名及び住所
日本教育情報機器株式会社 東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

- 五 落札金額
百二十九万九千九百五十円(月額)
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成十七年六月六日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番